

平成27年6月10日

国土交通省運輸審議会 殿

全国交通運輸労働組合総連合
信越地方總支部ハイタク部会
部会長五十嵐真也



公述申込書

1. 事案番号; 平27第5003号

2. 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

3. 新潟交通圏

こうつうろうれんしんえつ

いからししんや

4. 交通労連信越地方總支部ハイタク部会、部会長五十嵐真也

5. 団体役員

6. 63歳

7. 事案に対しての特定地域の指定は賛成であります

8. 自宅 [REDACTED]

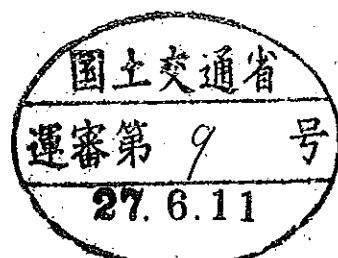
9. 自宅電話番号 [REDACTED]

せんにいがた

にいがたしちゅうおうくしんこうちょう

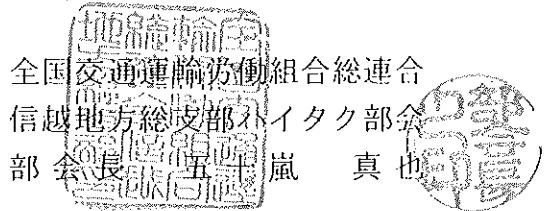
10. 勤務先 全新潟タクシー労働組合 新潟市中央区新光町6番2

11. 勤務先電話番号 025-281-3351



公　述　書

国土交通省運輸審議会 御中



1. 公述者は、県内27社の一般乗用旅客自動車運送事業に勤務する労働者約1,100人で組織し、全国交通運輸労働組合総連合（交通労連）信越地方総支部ハイタク部会の代表者の五十嵐真也であります。

2. 規制緩和以前の新潟交通圏について

新潟交通圏は、規制緩和以前から供給過剰の状態であり、運送収入は減収状況が続いていた。そのような状況下で「倒産」が危惧されると訴えてきた経営者が続出した。結果として、平成10年の春闘では、組合員の雇用の確保と会社の維持・存続のために新潟支部6分会では27,000円～31,000円の賃金引き下げという苦渋の決断を下した経過もある。

また、規制緩和以前（規制緩和は平成14年2月施行）の平成12年8月1日付で新潟運輸局（当時名）は最後の需給動向判断を公示した。公示によると新潟交通圏は347両もの供給過剰と判断された。また、長岡交通圏が43両、上越交通圏が33両の供給過剰とも公示された。従って、新潟交通圏は規制緩和以前から需給バランスが異状状態だったといえる。

3. 規制緩和以降の新潟交通圏について

タクシー事業の規制緩和政策として、平成14年2月1日施行の道路運送法の改正により、相次いで新規参入や増車が繰り返された。新潟駅前や万代等のビジネスホテル前や繁華街周辺の違法駐車、客待ちタクシーによる交通渋滞や排気ガス等での環境破壊という悪影響を引き起こす現状となつた。また、夜間の駅前周辺や古町、東堀、西堀、新堀周辺、万代、駅南周辺での客待ちタクシーが道路を独占している異常な状態となり、若い女性などから怖くて道路を歩けないなどの苦情や地元紙にも何度も取り上げられた。これだけ供給過剰になると流しのタクシーは、あまり存在せず、昼でも小路での客待ちやビジネスビル前の客待ち待機が横行し、規制緩和の弊害が顕著になってきた。また、新潟駅タクシープールに待機するために駅前通りの中央分離帯に順番待機（現行はショットガン方式に変更）するなど「安全」を無視する乗務員も日常化する現状となっていた。

4. 新潟交通圏における乗務員の賃金実態について

今回の改正特措法の趣旨・目的は劣悪化して久しいタクシー労働者の労働諸条件の改善を図ることである。下記の表は新潟市ハイヤー・タクシー協会が発表した月間運送収入に基づいて全新潟タクシー労働組合の分会の平均年功給で算出した直近1年間の月例賃金である。

年月日	平均運収	月例賃金
H26年 5月	337,958	171,860
6月	332,922	169,342
7月	367,326	186,544
8月	381,329	193,546
9月	329,788	167,775
10月	362,215	183,989
11月	348,200	176,981
12月	458,058	231,910
H27年 1月	348,704	177,233
2月	317,556	161,659
3月	383,025	194,394
4月	345,235	175,499
合計	4,312,316	2,190,730
平均	359,360	182,561

上記の新潟市ハイタク協会発表の数値での月間平均運送収入は、359,360円で平均月間賃金は182,561円という実態である。また、平均運送収入が359,360円では臨時給は支給されない。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」平成26年度版の新潟県全産業平均は4,494,400円であり、新潟交通圏の平均年収は2,190,732円となっている。従って、格差は2,303,668円である。月間一人当たり運送収入が359,360円という低運送収入は供給過剰が最大の要因である。この要因を改善しなければタクシー労働者の労働諸条件の改善と経営環境の改善は無理である。

5. 労働基準法・労働関係法の違背行為について

タクシー労働者は、運送収入が直接賃金に影響する賃金体系（組合未組織会社はオール歩合制）のため一部悪質事業者は、安全運転義務違反（長時間労働による過労運転）や新潟県最低賃金法の違背行為をしている。例として、新潟駅待機、佐渡汽船待機、その他タクシー乗り場待機等の手待ち労働時間を休憩時間としてカウントし労働時間としての給与支払いをしていない。オール歩合で運送収入が低い場合は、労働時間を短くすることで割り返せば時給が高くなる。今日、このような悪質事業者と関係法令を遵守する会社と二極化しているのが現状である。新潟交通圏のタクシー会社が関係法令を遵守し、健全な産業として発展するためにも国土交通省及び北陸信越運輸局、労働局・労働基準監督署の監査の強化を要請するものである。

6. 特定地域の指定について

平成27年3月27日に新潟交通圏準特定地域協議会を開催し、特定地域へ移行することで採決された。特定地域協議会においては、多種・多様な意見ができると思われるが、適正化はもちろんあるが、活性化についても論議を重ねなければならない。結果として、経営状況の改善を図り、利用者への還元（特に妊婦）、移動困難者への対応、質の高いサービスの提供等を行い、我々タクシー労働者が誇りを持てるハイタク産業・会社にと健全に発展させなければならない。

従って、特定地域への移行は賛成するものである。